平成２３年（フ）第６３５号
兵庫県姫路市岡田354―１　バルビゾン岡田403号室、住民票上の住所兵庫県姫路市神田町４丁目16番地
債務者　巻寿子こと　巻　　壽子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６３８号
兵庫県加古川市平荘町小畑35番地の２
債務者　南　美知子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６７２号
兵庫県姫路市神子岡前４丁目３番５号、従前の住所兵庫県姫路市南今宿８番５号
債務者　久保田泰弘
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７２５号
兵庫県加古郡稲美町国岡320番地の５
債務者　藤田　裕司
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２１１号
広島県安芸郡海田町稲荷町７―14―６、住民票上の住所広島県安芸郡海田町稲荷町５番24号
債務者　門　　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３３号
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内702番地７
債務者　若本未知恵
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４２号
広島市安芸区矢野南３丁目11番８―101号
債務者　今田　龍彦（旧姓山崎・浜村）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９０号
広島県東広島市西条町寺家4904番地１　寺家Ｉ2000―101号
債務者　石井　雅明
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９１号
広島県東広島市西条町寺家4904番地１　寺家Ｉ2000―101号
債務者　石井　　千（旧姓指田）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９４号
広島市西区庚午中１丁目６番20―201号
債務者　八尋　千佳
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８９号
福岡市博多区奈良屋町５番19―402号
債務者　菊武千佳子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２６号
福岡市早良区飯倉２丁目14番14号
債務者　濱田　喜弥
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２７号
福岡市早良区飯倉２丁目14番14号
債務者　濱田　和枝
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７４号
福岡県太宰府市高雄１丁目3713番地６アムールｆ101号
債務者　瀬井スマ子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８３号
福岡市東区香椎駅東３丁目25番40―405号
債務者　福田　英樹
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８号
福岡市博多区綱場町９番28―601号
債務者　鍬　　佳美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８８号
山梨県甲府市武田２丁目13番11号　グリーンハイツ106
債務者　名取　修子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
徳島県板野郡北島町中村字宮北裏15番地13
債務者　山田　泰造
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで　徳島地方裁判所民事部